

事務連絡
平成28年9月16日各課（局、消防、病院管理部）長 様
各主幹 様
各支所・行政サービスセンター長 様

総務課長

附属機関等の会議録の公開に係る取扱について（通知）

附属機関等会議録の公開については、「佐渡市附属機関等の会議の公開に関する要綱」（以下「要綱」という。）及びその運用指針に規定するもののほか、下記のとおり運用するので通知します。

記

1 公開する会議録における氏名表示

	出席者の欄	発言者の欄
附属機関の委員	原則表示する。 （必要に応じて所属等を記入する。）	原則表示する。 （〇〇委員などの表記とする。）
懇談会の参加者 （公務員除く）	氏名は表示しない。 （有識者〇名などの表記とする。）	A氏、B氏などの表記とする。
公務員	氏名のほか、所属、職名を記入する。	〇〇課長などの表記とする。

2 公開する会議録に記載する発言内容の基準

- (1) 発言全てを記載するものでなく、常体（である調）で要旨を記載することを原則とするが、発言の全てを掲載してもよい。
- (2) 要旨のみを記載する場合、その会議における決定事項等、主要な発言とそこに至るまでの過程が分かるものとする。
- (3) 懇談会については、会議の目的によっては発言者ごとの記載でなくてもよい。
- (4) 附属機関、懇談会ともに同じ様式（別紙様式）を用いる。

3 会議録の委員等への確認

出席した委員全員の確認を得るものとする。（要綱第7条第4項）

4 附属機関等の会議の開催及び会議録等の公開の流れ

別紙のとおり

5 その他

(1) 会議録原本作成における留意点

会議録原本には附属機関・懇談会ともに発言者の氏名を記録する。

(2) 懇談会の会議録原本の情報公開に関する留意点

懇談会に出席する有識者・市民等の氏名の情報公開にあたっては、本人の同意が必要であり、会議においてあらかじめ確認しておくこととする。ただし、同意確認にあたり、公開について強制でないことを申し添えること。

総務課 担当 北見、金子
電話：63-3111 IP#10-311、313